

議案第69号

**離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
制定の件**

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成5年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事業税の項中「に規定する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。